

新たに給付金の受給対象となる方へ 年金生活者支援給付金の請求手続きが必要です

問 年金生活者支援給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092
佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191
福祉課 保険年金係 ☎92-7934

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

▽対象となる方（次の要件をすべて満たしている方）

- 老齢基礎年金を受給している方
 - ・65歳以上
 - ・世帯員全員が住民税非課税
 - ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
 - ・前年の所得額が約472万円以下

▽請求手続き

給付金を受給するためには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。※昨年に引き続き支給要件を満たす場合、翌年以降の請求手続きは原則不要です。

①新たに年金生活者支援給付金の受給対象となる方

日本年金機構が、8月下旬頃から、請求可能な旨をお知らせする通知を送付しています。同封されているはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し、なるべく早く日本年金機構に提出してください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて、請求手続きをしてください。

▽日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤル又は年金事務所へお問合せください。

社会生活基本調査のお知らせ

問 佐賀県統計分析課 調査分析第一担当 ☎0952-25-7184

総務省統計局（佐賀県）では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民生活の実態を明らかにすることを目的として、統計法（国の統計に関する基本的な法律）に基づき実施する、国の重要な統計調査です。調査結果は、ワーク・ライフ・バランスの推進、少子高齢化対策、ボランティア活動の状況の把握など、国や地方公共団体における各種施策の基礎資料として活用されます。

調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて調査員が伺い、調査書類をお配りします。紙の調査票への記入だけでなく、パソコンやスマートフォン等を使ってインターネットで回答することも可能です。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）
TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆

大規模な土地取引には届出が必要です！ 10月は土地月間です

問 佐賀県 土地対策課 ☎0952-25-7034 定住促進課 ☎92-7920

一定面積以上（別表）の土地取引をした場合には、国土利用計画法により、契約締結日も含め2週間以内に、買主が土地の利用目的及び取引価格等を届け出なければなりません。県では、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しているかなどを審査し、場合によっては利用目的の変更を勧告することがあります。

届出をしなかったり、偽りの届出をしたりすると罰則が科せられることがあります。

詳しい手続きについては、佐賀県土地対策課または基山町定住促進課にお尋ねください。

▽届出義務者 買主

▽届出の時期 契約締結日も含め2週間以内

▽届出先 土地の所在する市町村

▽罰則 6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金

(別表)

市街化区域	2,000㎡
市街化区域以外の都市計画区域	5,000㎡

頑張る事業者等を応援する補助金の公募をします 令和3年度 第2回基山町産業の振興に寄与する団体等に対する補助金について

問 産業振興課 ☎92-7945

本補助金は、自らの利益の拡大により基山町産業の振興を図り、もって地域社会に貢献すると認めた産業団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、事業者自らの発案による事業を支援し、基山町の産業振興を図る目的で実施します。

▽公募期間 10月1日(金)～10月22日(金)

▽事業実施期間 交付決定日～令和4年3月31日(木)

▽事業区分・対象要件・補助概要

事業区分	対象要件	申請要件
A事業	自ら生産性の向上を図り収益の拡大を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象者は、事業者、団体、任意の団体（3以上の連名）、認定農業者若しくは認定農業者になろうとする者又は農地所有適格法人のいずれかです。 補助事業者は、町内に事業所等を有する者としします。 事業の申請後、基山町産業振興補助金審査委員会で審査及び審議され、補助対象の可否が認定されます。 予算の範囲内において補助金を交付します。 申請のあった事業について、国又は県に対象となる補助事業があるときは、補助の対象となりません。 事業申請には要件等があります。詳しくは、担当課までお問合せください。 令和4年3月31日までに、事業を完了し実績報告書が提出できること。（補助金が概算払で支払われた場合は、翌年度の4月30日）
B事業	販わいの創出や新たな特産品等の開発に寄与する事業であって、公益性が高いと認めた事業	
C事業	認定農業者等が単独で取り組む新規作物等の導入又は3割以上の規模拡大を行うために係る経費で、事業の継続性が高いと認めた事業	

▽補助金額等、補助率

事業区分	補助金額等		補助率
A事業	事業費の下限	30万円	事業者 1/3 以内、団体及び任意団体 1/2 以内
B事業	補助金額の上限	100万円	
C事業	事業費の下限	10万円	認定農業者等 2/3 以内
	補助金額の上限	200万円	

※補助金交付要綱や申請書の様式等は産業振興課にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ

国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金を支給します

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給します。

【対象者】 次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために労務に服することができない方
- ・給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

【支給額】

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数） × 2/3 × 支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額を調整又は不支給となる場合があります。

【適用期間】 ※期間が延長になりました。

令和2年1月1日から令和3年12月31日まで（入院等が継続する場合は、最長1年6か月まで）

【申請方法】

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書（受診しなかった場合は不要）等

※事前に電話でお問い合わせください。

住宅用火災警報器の設置について

問 総務企画課 防災係 ☎92-7915

町では、住宅用火災警報器の設置を推進するため、一般社団法人全国消防機器協会が実施する住警器等（住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災品）の配付モデル事業の採択を受けました。

9月から、鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町民生委員児童委員の皆さまの協力をいただき、高齢者のみの世帯の中から選定し、設置しております。

住宅用火災警報器は、法律により、すべての住宅に設置が義務づけられています。

また、一般的には電池で動いており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。定期的な作動確認をお願いいたします。

▽住宅用火災警報器の設置場所

台所、居室と様々ですが、近年の住宅火災による死者の発生状況を経過別にみると、逃げ遅れが最も多く全体の約6割を占めています。このため必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとなっています。

また、2階に寝室がある場合は階段部分にも設置が必要です。これは、階段部分が火災による煙の集まりやすい場所であるとともに、2階で就寝している方にとっては、ほとんどの場合唯一の避難経路となるからです。

▽住宅用火災警報器の購入方法

ホームセンター、電気店等、各店舗にお問い合わせください。

※家庭訪問して住宅用火災警報器を高額な価格で販売する等の事件が、全国で起きております。

十分にご注意ください。



2021 ふ・れ・あ・いフェスタ「基山美術館」の出展作品（絵画）募集

申問 まちづくり課 協働推進係 ☎92-7935 ✉kyodosuishin-2@town.kiyama.lg.jp

町では、12月に開催されるふ・れ・あ・いフェスタで、町民の皆様の絵画作品を展示させていただき、町の文化芸術の振興を図ることを目的に「基山美術館」を開催いたします。町民の皆様の絵画作品のご応募をお待ちしております。なお、出展料は無料です。

▽**展示日時** 12月10日（金）～12月12日（日）午前10時～午後7時
※最終日の12月12日は、午後3時まで

▽**会場** 基山町総合体育館 アリーナ

▽**申込資格** 基山町内在住者（中学生以上）及び町内の企業、学校に通勤・通学している個人又は、グループで、会場への搬入と搬出を自ら行うことが出来る者

▽**出品規格等**

【ジャンル】 絵画（平面的に制作された作品であること）

例）日本画、油彩画、パステル画、アクリル画、水彩画、鉛筆画、版画、水墨画 他

【テーマ】 特に定めません。ただし、作品は本人が制作したものに限りません。

【出展サイズ】 170×110cm 以内

- ・作品本体の大きさは、上記サイズに収まる範囲内であれば問いません。
- ・額装又は、枠張とし、必ずつり紐付きとします。
- ・額装する場合は、ガラス入りの額縁は不可（アクリル板は可）とします。



▽**出品点数** 1人1点まで

▽**搬入** 12月9日（木）午後3時～5時

▽**搬出** 12月13日（月）午前9時～12時

▽**申込方法** 申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、Eメールでお申し込みください。
申込書は、まちづくり課で配布している他、町のホームページでもダウンロードできます。

▽**締切日** 10月22日（金）必着

- ◆**留意事項**
- ・会場は、原則写真撮影を可とします。
 - ・主催者が広報や宣伝のために出展作品の写真等を使用する場合があります。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大の状況をみて急遽中止となる可能性もあります。
- また、その場合に発生した一切の損失の補填は行わないこととします。

令和3年度 基山町主催スポーツ教室 きやまスロージョギング®教室 第2クール参加者募集

申問 まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935

スロージョギング®を通して楽しく運動し、体力アップ&シェイプアップ!生活習慣病にならない健康な体を作りませんか?※スロージョギング®とは、歩く速度と変わらない速さでゆっくり走ります。ジョギングよりも足腰への負担が少なく健康づくりやダイエット効果も期待できると言われております。

▽**内容** 毎週2回、多目的運動場の周回コースを各自体力に合わせて、楽しくお喋りしながらスロージョギング®で走ります。※当教室は健康ポイント事業です。参加毎10ポイント付与!きのくにカードポイントに交換できます!

▽**日時** 10月13日（水）～12月22日（水）の毎週月・水曜日の計20回
午後4時～5時（雨天時は総合体育館で開催します。）

▽**集合場所** 基山総合公園多目的グラウンド 南側入口付近

▽**参加費** 無料

▽**対象者** 小学生以上の方（通院中の方は、主治医の許可を得たうえでご参加ください。）

▽**定員** 先着60名程度

▽**指導** スロージョギング協会

▽**申込方法** 役場2階まちづくり課で申し込みいただくか、電話で申し込みください。

※電話で申し込みの場合は、「氏名・生年月日・住所・連絡先」をお伝えください。後日、日程表等を郵送いたします。